

神奈川県立愛川ふれあいの村
新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル（利用者用）

以下、感染疑義者が発生した際の対応方法とその手順について定めます。

1. 利用者における感染疑義者発生後の対応

利用者に感染疑義者（発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等、体調が良くない者）が確認された場合、以下の流れに沿って対応する。

（1）感染疑義者の隔離

- ①当該者は、ロッジ内で待機する。この際、付き添い者へは、マスク、手袋、フェイスガード等、出来る限りの感染予防対策を行う。
- ②他の同宿者は、当施設で指定したロッジ及び会議室等施設に移動する。
 - 夜間の場合、利用者から連絡を受けた後、宿直員がロッジの鍵を開け受入準備を整える。
- ③職員も可能な限りの感染予防対策をした上で、付き添い及び本人から症状の詳細、施設内での行動歴を確認し、記録する。
 - 夜間の場合、宿直員が対応を行う。

（2）保健所等関係機関への報告

施設から保健所等、以下の何れかの関係機関へ感染疑義者の発生を報告、必要な情報提供を行うとともに、指示を受ける。なお、呼吸困難や動けないなど緊急性の高いと判断される症状を発症している場合には、119による救急の要請を行う。

●夜間の場合、宿直員が対応を行う。

- ①「帰国者・接触者相談センター受付窓口」 [045-285-1015](tel:045-285-1015)（24時間対応）
- ②「新型コロナウイルス感染症コールセンター」 ※音声案内ガイダンス
[045-285-0536](tel:045-285-0536) 又は、 [050-1744-5875](tel:050-1744-5875)（平日及び休日 9：00～21：00）

（3）感染疑義者の退去

- ①行動歴等の聞き取り、関係機関からの指示を受けた後は、当該者が所属する利用団体と協議・調整の上、感染疑義者の方には速やかに退村をしていただく。
 - ②医療機関の受診やPCR検査等をする場合は、その結果の報告をするよう伝える。
 - ③退村後は、感染疑義者の行動歴を基に、接触した場所や、飛沫が付着した可能性のある場所等を職員で入念に消毒する。
- ※夜間に於いて退村が難しい場合は、隔離部屋内での宿泊を可としますが、使用する寝具の処分やその他の費用の請求の可能性について承諾いただく。

(4) その他

- ①隔離対応等で使用したマスク、手袋などは、2重以上の袋に入れなるべく空気を抜き、袋の外側をアルコール消毒し、袋の外装にそれと分かるように表示をして捨てる。

附記

本マニュアルは令和2年7月15日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。